この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。

相許可第B0213号　一般廃棄物処分業
相模原市指令（廃指一）第54号

一般廃棄物処分業許可証

住　所　　神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目１７番１３号
氏　名　　株式会社日本フードエコロジーセンター
　　代表取締役　髙橋　巧一

一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により、次のとおり許可する。

令和5年10月13日

相模原市長　本 村 賢太郎

事業所の所在地及び名称	神奈川県相模原市中央区田名塩田 一丁目１７番１３号 株式会社日本フードエコロジーセンター
取り扱い廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ）
営 業 の 区 域	相模原市域内
処 理 料 金	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第４５条第１項に規定する額の範囲内
許 可 期 間	令和5年10月1日から令和7年9月30日まで
条　　件	裏面許可条件のとおり

相模原市マスコットキャラクター
さがみん
この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。

許　可　条　件

１　市長は、許可事項に変更を要する事情が生じた場合これを変更する。また、許可を受けた者が許可事項の変更を必要とする場合は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等の施行規則第３４条第２項及び第３項に準じた手続きをしなければならない。

２　許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年相模原市条例第１２号）等の規定、又は市長の指示に従って適正に清掃業務を行わなければならない。

３　市長の必要に応じ清掃業務の報告、資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。

４　２の事項に違反したときは、許可を取り消すものとする。

５　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

６　許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

７　許可証記載事項の営業区域を変更する場合は、市長に申請して許可を受けなければならない。

８　処理施設
破砕・発酵施設　１３ｔ／日（２４時間）
神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目１７番１３号

変　更　事　項
令和5年10月1日　許可更新

（不服申立て等の教示）

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に相模原市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に相模原市を被告として提起することができます。